

3 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議による質疑

2011年7月6日

Q 村岡議員

- 1 南栗橋地区において液状化による建物被害が発生した。本会議の知事答弁では、まず国に支援を求め、県独自の支援はやらないとしている。しかし、現に住民は困っている。千葉県は独自支援を打ち出した。久喜市は法的責任はないとしているが、基金条例を設けて支援をしようとしている。今回の区画整理地への造成については、県も無関係ではなかったはずである。権現堂の浚渫工事が出た土、ほとんど砂をパイプラインで140万トン入れている。当時は法規制上は禁止されているわけではなかったが、当該浚渫工事以前に発生した新潟地震でも液状化は問題となっていた。こうした経緯を考えた時に、県でも何らかの支援をすべきでないか。
- 2 放射線量の116か所の測定は、いつから実施するのか。技術職員が2人1組で測定すると聞いているが、どういう職員か。
- 3 放射能の各種検査は、委託のほか衛生研究所でも行っていると聞いている。衛生研究所の検査対象はどのようなものか。また計画停電時にはどのような対応をとったのか。職員の体制はどうなっているのか。
- 4 放射線量の基準について、川口市は基準を設定した。県の考え方はどうか。
- 5 避難者の県営住宅募集に当たって、辞退者が多いと聞いている。今回行っている随時募集でも、エレベーター付きが少なく、1階の部屋はなく、多くが4、5階の部屋である。これでは高齢者は入居できない、なかなか応募の手が挙がらないと思う。埼玉県民に対する提供への影響を少なくしたいということも分かるが、県民も避難者への提供については理解してくれると思う。ついては避難者への県営住宅提供の考え方を聞きたい。
- 6 民間賃貸住宅の借上について実施時期はいつからか。既に個人で民間住宅を借りている方へ

の家賃の遡及適用はあるのか。共益費の負担はあるのか。

- 7 応急仮設住宅建設について、県はどのような準備をしているのか。被災地へ西川材などの県産木材を活用した仮設住宅の応援はできないか。

A 危機管理課長

- 1 液状化被害については、被災者生活再建支援制度の適用要件が全壊のみの判断となっている。不合理であるので、国に対して政令改正を要望している。また、液状化被害に着目した新たな救済支援制度の創設も併せて要望しているところである。県独自の支援は、国の対応を見てからの課題である。
- 2 今週中に放射線量の測定を実施したい。測定は、衛生研究所の指導を受けて、環境管理事務所の職員が測定する。
- 4 放射線量の基準については、わかりやすい指標を検討している。

A 保健医療政策課長

- 3 衛生研究所では水道水、雨水、ちり、輸入食品など月に約200検体を検査している。計画停電時には事前に時間帯が分かっていたので、検査時間をずらし対応した。職員体制は、専門職員2名と応援職員1名で対応している。

A 住宅課副課長

- 5 県営住宅は3月28日から被災者向けに募集を開始した。高齢者の方でエレベーターがない場合や、子供の通学の問題等から、辞退者が多い状況である。県営住宅の1階は、高齢者や障害のある方の専用枠として県民向けに募集しているため、今回の被災者向けには少ない状況にある。今回の6月補正予算でお願いしている民間賃貸住宅の借上事業を始めるので、今後入居される方で低層階を希望される方には、こちら

も案内していきたい。

- 6 民間借上住宅については、議会で議決をいただけた場合には、来週にでも開始したい。現在、実施要綱等を作成している段階である。

遡及適用については、災害救助法の応急仮設住宅は現物給付が原則であり、被災者への民間賃貸住宅の借上についても県が借り上げて被災者に貸し出すこととなる。したがって、個人で民間住宅を借りた方への遡及適用は災害救助法上はできないが、福島県では遡及適用することを検討していると聞いている。

共益費は、災害救助費の求償対象になるので実費分を加算できる。3,000円から5,000円程度が相場のようなのである。

A 消防防災課長

- 7 応急仮設住宅建設については、市町村において建設用地の適地調査を実施している。また、社団法人プレハブ建築協会及び社団法人埼玉県建設産業団体連合会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、迅速な対応ができる体制を整えている。

被災地では短期間に大量の仮設住宅を迅速に対応する必要がある。埼玉県産の木材活用については、被災地からの要請があれば検討していきたい。

Q 村岡議員

- 1 液状化被害への支援について、国ができない場合は、県で検討するという発言があったが、今から準備しておくべきでないか。

また、この教訓を活用しないといけないと思う。今後に向け県で検討会議を設ける必要があるのではないか。

- 2 放射線量の測定について、衛生研究所には専門家が2人しかいない。放射能問題が長期化する中で、きめ細かな対応が必要である。検査体制を整える必要があると思うが、今後どのように体制を整えるのか。
- 3 県営住宅を被災者向けに提供することは県民

の理解が得られると思うので、高齢者の1階への入居を進めてもらいたい。また、民間賃貸住宅の借上については、福島県とすりあわせるなど被災者に丁寧に対応していただきたい。

- 4 仮設住宅については、現地からの依頼を受けてからでは遅いので、木造住宅の仮設住宅について、検討会的なものを設置することを要望する。

A 市街地整備課長

- 1 液状化被害については、国では5月に液状化対策技術検討会議を設置した。県においても6月に都市整備部内に「宅地液状化への対応検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。本県の地理、土質等の特性も踏まえ、液状化の原因、対策、県民への普及啓発等を検討し、年度内を目途に検討を進めたい。

保健医療政策課長

- 2 衛生研究所の専門職員を確保することは大変であるが、前向きに検討したい。

A 住宅課副課長

- 3 県営住宅への入居と民間住宅の借上については、被災者からの相談に丁寧に対応し、できるだけ対応をしまいたい。

A 消防防災課長

- 4 県産材の活用については地域の振興、復興のために重要な視点である。先述したように仮設住宅は建設が遅れてはならない。今後も適切に対応したい。

発言者 発言要旨

村岡議員

- 1 液状化被害については、埼玉県独自の支援の在り方を含めて、しっかりと検討すること。
- 2 放射性物質に対する県民の不安は大きいので、数字だけでなく、放射性物質に対する考え方などわかりやすい情報提供に努めること。

3 民間賃貸住宅の借上については、災害救助法の枠内という制約があるが、住宅に困窮してい

る被災者への支援の観点から県としての支援を検討すること。